

2019年10月31日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第1部))

英国現地法人に対する訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社の英国現地法人である大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッド（以下「DCME」）が、Singularis Holdings Limited（以下「SHL」）から提起された訴訟について、英国最高裁判所に上告していましたが、この度、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

英国最高裁判所（The Supreme Court of the United Kingdom）
2019年10月30日

2. 判決の内容

裁判所は、英国控訴院民事部の判決内容を支持し、DCMEの控訴を退けました。

3. 判決による影響

当社は既に、本訴訟に係る引当金を計上しております。本判決による当社の連結業績への影響は限定的です。

4. 訴訟の経緯

2009年6月及び7月、DCMEは、SHLの100%株主であり、且つ、SHLの取締役会長を務めること等によって同社を支配していた人物から、同人が支配しているグループ会社に対しSHLとの取引清算代金を支払うよう指示を受けました。DCMEは、送金の根拠となる資料をSHLから受領する等、合理的な手続きを履践したうえで、当該送金指示を拒む正当な理由がないことから、送金を実施しました。

2014年7月、SHLの管財人から、DCMEに対し、SHLの株主からの詐欺的且つ不正な送金指示に基づきSHLの資金を第三者に送金したとして、上記取引清算代金（2億449万米ドル）の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されました。

2017年2月16日、英国高等法院衡平法部において、DCMEがSHLに対し1億5,280万米ドルを支払うよう命ずる第一審判決が言い渡され、DCMEは控訴しました。

2018年2月1日、英国控訴院民事部において、英国高等法院衡平法部の判決内容を支持し、DCMEの控訴を退ける判決が言い渡され、DCMEは上告しておりました。

【ご参考】2018年2月2日付ニュースリリース

「英国現地法人に対する訴訟の判決に関するお知らせ」

http://www.daiwa-grp.jp/data/attach/2378_12_20180202a.pdf

以 上

<お問い合わせ先>

大和証券グループ本社 広報部 山村・青山・上岡・橋本(Tel.03-5555-1165)